

21中地交第4号
2021年10月14日

日本郵便株式会社 中国支社
支社長 茂木 孝之 殿

郵政産業労働者ユニオン中国地方本部
執行委員長 小野 康邦 ㊟

土曜日休配及び送達日数の繰り下げに対する追加要求書②

10月スタートした「土曜日休配」と、来年1月以降実施となる「送達日数の繰り下げ」について、郵政産業労働者ユニオン中国地方本部はこれまで5月24日、8月11日に要求書を提出しそれぞれ回答を受けましたが、依然として職場では特に深夜勤に従事する期間雇用社員から、多くの不安の声が上がっています。

郵政産業労働者ユニオン中国地方本部は、そんな労働者の雇用と安定した生活を守るため、以下の4点について追加要求しますので、11月12日までに誠意ある回答をお願い致します。

記

- 1、深夜勤従事者に対する意向確認や対話の中で、今現在の雇用条件を継続出来るよう、会社側の責務として最大限努力すること。
- 2、期間雇用社員が最終的に納得した上で同意書という形になる。社員が納得出来るまで、急かすことなく十分な意向確認や対話を行うこと。
- 3、意向確認や対話、あるいは同意書を取得するに当たり、パワハラを絶対にしないよう指示指導すること。
- 4、2回目の意向確認から、最終的に労働条件変更同意書を取得するまでのタイムスケジュールを明らかにし、スケジュールに沿った対応を確実に実施すること。

以上